

中部森林管理局 樹木採取権公募要項等に関する説明会（令和4年3月18日）質問に対する回答

【3月18日 公募要項等説明会】

質問番号	資料番号	頁	項目	質問内容	回答
1	資料 1	P18	植栽等	伐採方法に皆伐と複層伐があるが複層伐箇所も植栽を行う必要があるのか。	皆伐箇所はもちろんですが複層伐箇所についても植栽が必要となります。
2	資料 2 別紙12	P6~P13	採取に関する 基準	上限、最低の採取面積について詳しく教えてほしい。	<p>樹木採取権では、実施契約の契約期間中に採取できる面積の上限採取面積及び最低採取面積を設定しています。</p> <p>上限採取面積では、実施契約の契約期間中に採取できる総計上限採取面積と実施契約の契約期間中の単年度ごとに採取できる単年度上限採取面積をそれぞれ二通り（（１）、（２）※）設定し、採取方法が①単一の場合は（１）を②複数の場合は（１）又は（２）のいずれかの条件を満たす必要があります。（中部局は、採取方法が複数ありますので②を適用します。）</p> <p>また、単年度上限採取面積には、単年度上限採取面積（新規と繰越の合計面積）と新規伐区に係る単年度上限採取面積（新規のみの面積）があり、こちらも（１）又は（２）のいずれかの条件を満たす必要があります。</p> <p>最低採取面積では実施契約の契約期間中に採取をしなければならない総計最低採取面積を設定しておりこちらの条件も満たす必要があります。</p> <p>なお、具体的な数値は別紙12「中部1東信・真田樹木採取区の国有林野の管理経営に関する法律第8条の14第2項第1号の樹木の採取に関する基準」のP12~P13に記載しています。</p> <p>実施契約をいつ締結するかで多少の数字の違いはありますが仮に2022年10月に実施契約を結んだ場合、第1期は概ね1.5年、第2期は概ね5年、第3期は概ね3.5年となり、この数字がP12の〇₁に入ります（P13の〇₁には権利設定後又は前実施契約満了後直ちに実施契約を締結した場合の契約期間が入ります。）。ある年度に一度にまとめて採取することは認めず、10年間平均的に採取していただくという考え方をとっています。</p> <p>※ 別紙12「中部1東信・真田樹木採取区の国有林野の管理経営に関する法律第8条の14第2項第1号の樹木の採取に関する基準」P6~P11を参照。</p>
3	資料 1 資料 2 別紙15	P15、16 P46	樹木料、基礎 額	「基礎額」の考え方について教えてほしい。	<p>樹木採取区の中から8か所選定（中部局の場合は皆伐で4ヶ所、複層伐で4ヶ所）した「基礎額算定林分」について国が樹木料評定式により算定し公募時にこれを「基礎額」として公表します。今回の基礎額は9,092千円となっています。（公募要項Ⅶ P5基礎額、樹木料の算定方法等に示しています。また、申請書申請様式4にも示しています。）</p> <p>申請者は当該現地を確認していただき、申請時に「申請額」を示していただきます。この「基礎額」と「申請額」との値開き率が割増率として、権利存続期間中、毎年の伐区ごとに算出される「樹木料評定額」に割増されることとなります。（申請書 申請様式4、樹木料の算定の基礎となる額（申請額））</p> <p>なお、国が算定した基礎額に対して、申請者が「基礎額算定林分」について算出した価格が申請額となりますが、申請額が基礎額未満の場合は、審査基準に適合しないため樹木採取権者として選定することはできません。（資料2別紙17審査基準等 第1審査基準 1（1）イ参照）</p>
4	資料 1 資料 2 別紙15	P15、16 P46	樹木料、基礎 額	「樹木料」の算定について教えてほしい。	<p>樹木料は、公募要項別紙15運用協定中の別紙5に示しているとおり、伐区ごとに樹木料評定式により算定された樹木料評定額に割増率を乗じて算定します。樹木料評定式は、樹木採取権制度の創設に当たって、立木販売実績を基に販売価額を求めめるため、統計的な手法を用いて作成した式であり、収穫調査の結果や、近隣の原木市場等における丸太価格の直近1年間の平均、木材の生産経費等が因子となります。</p> <p>また、樹木料評定額のm3当たり単価は、東北信販売ブロック（北信署、東信署）における立木販売実績の直近1年間の最高単価を上限とするため、立木販売実績の単価より高額になることはありません。丸太価格や上限単価は、樹木料算定時に算定し直すため、直近1年間の市況が反映されることとなります。</p> <p>このように国が算定した樹木料を踏まえ、樹木採取権者は採取を行うかを伐区ごとに選択するという仕組みになっています。</p>
5	資料2 別紙18 資料4	P1	評価一覧表 申請額	樹木料の申請額が配点100点とのことだが点数の計算方法を教えてほしい。	<p>樹木採取権設定申請書のうち申請様式4「樹木料の算定の基礎となる額（申請額）」のうち1、樹木料の基礎となるべき額は今回の公募では9,092千円としているところです。申請者は当該地（基礎額算定林分）を確認していただき、申請額に「申請額」を示していただきます。</p> <p>価格点については最高額を提示した者が100点、それ以外の者は、（審査対象事業者の申請額/申請者の最高額を提示した者の申請額）を2乗し、そこに価格点の配点数（100点）をかけることとなります。（資料4 評価一覧表「価格点」評価基準参照）</p>
6	資料 1 資料 2 別紙15	P14 P24	植栽等	植栽は随意契約ということか。また植栽まで行うことが義務の様だが下刈りまで含むのか。	<p>地拵え、植栽については権者との随意契約（国が提示する条件に対して見積書を提出し、国が算定する予定価格を下回る場合）となります。なお、価格が折り合わず造林事業請負契約を締結できなかった場合、当該造林事業請負契約の締結について一般競争入札に付すものとし、樹木採取権者は当該入札には参加してはならないものとします。</p> <p>また、採取権者が行うのは地拵え、植栽までとなり、下刈りは含みません。別紙15運用協定書（案）P24第9章「採取跡地における造林」第55条造林の委託のところをご確認下さい。</p>